

指定地域密着型通所介護事業デイサービス SARA(さら) らいは一と運営規程

(事業の目的)

第 1 条 株式会社ライブコアサポートが設置運営する、指定地域密着型通所介護事業所デイサービス SARA(さら) らいは一と（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の従業者等は、要介護状態等となり地域密着型通所介護サービスを利用する者（以下「利用者」という。）が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の生活及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る援助を行うものとする。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス SARA(さら) らいは一と
- (2) 所在地 ひたちなか市高場 2-18-22

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 サービス提供時間を通して 1 名以上
生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 介護職員 サービス提供時間を通して 2 名以上
介護職員は、地域密着型通所介護の提供にあたり利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1 名

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(5) 看護職員 2名以上

看護職員は利用者の健康管理を行い、また健康上の異常が生じた場合に適切な対応を行う。

(利用定員)

第 5 条 事業所の利用定員は、16名とする。

(事業の内容及びサービスの提供)

第 6 条 事業所の地域密着型通所介護サービスの内容及び提供方法は、次のとおりとする。

(1) 指定地域密着型通所介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- ア 日常生活上の援助（日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。）
- イ 健康状態の確認
- ウ 機能訓練サービスの提供
- エ 送迎サービスの提供
- オ 入浴サービスの提供
- カ 食事サービスの提供
- キ 相談、助言に関するサービスの提供

(2) 地域密着型通所介護サービスの提供方法は、次のとおりとする。

- ア 次条に規程する地域密着型通所介護計画に基づき、利用者に対し各種通所介護サービスを提供するものとする。
- イ 地域密着型通所介護サービスの提供に当っては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して十分に説明を行うとともに、各種サービスの継続的な管理及び評価を行うものとする。
- ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成等)

第 7 条 地域密着型通所介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状態及び希望並びに家族介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成するものとする。ただし、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に対応した地域密着型通所介護計画を作成するものとする。

2 地域密着型通所介護計画の作成又は変更の際には、利用者又はその家族に対して当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

(営業日及び営業時間)

第 8 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月・火・水・木・金・土・日 (年中無休)
- (2) 営業時間 午前 8 時から午後 17 時まで
サービス時間 午前 9 時から午後 4 時まで
- (3) 延長時間 3 時間

(指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第 9 条 指定地域密着型通所介護の利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 地域密着型通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは本人負担分の支払いを受けるものとする。
- (2) 法定代理サービスに該当しない地域密着型通所介護サービスを提供した場合は、実費の支払いを受けるものとする。
- (3) 前号の費用の支払いは、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行ったうえで、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受ける。
- (4) 食費 昼食 300 円／一食
(延長利用時 夕食 500 円／一食) とする。
- (5) 送迎費用は無料とする。

(通常の事業の実施地域) 通常の実施地域以外、交通費は利用者との契約による。

第 10 条 通常の事業の実施地域はひたちなか市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は、地域密着型通所介護サービスの利用に当たって、次の各号に掲げることについて留意しなければならない。

- (1) 利用者は、職員の指示に従い、危険な行為等は慎まなければならない。
- (2) 利用者及びその家族は、心身の変化など養護上必要と思われる事項があるときは、その旨を職員に伝えなければならない。
- (3) 利用者は、機能訓練等を受ける際に、利用者に関して、特に主治医の意見又は医療機関等からの情報や指示等が必要と思われる場合は、別途必要な書類を提出しなければならない。

(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等との連携)

第 12 条 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護サービスの提供に当た

って、包括支援センター・居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第13条 事業所は、地域密着型通所介護サービスを提供した場合には、その提供日及び内容、その他必要な事項に関して、利用者の居宅サービス計画を記した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(衛生管理等)

第14条 通所介護に使用する備品等の清潔の保持に努めるため、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努め、自らの健康管理に留意するものとする。

(緊急時における対処方法)

第15条 事業所の職員は、地域密着型通所介護サービスを提供中に利用者の病状急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用者の家族及び主治医等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第16条 事業所の職員は、地域密着型通所介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等迅速かつ適切な措置を講じなければならない。

2 管理者は、地域密着型通所介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合の対応のため、日常的に避難経路の確認及び誘導の方法並びに関係機関との連絡方法等を確認し、具体的な対処に備えなければならない。また、管理者は、非常災害時に備えるため、定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、避難誘導、救護活動、前項に規定する訓練その他の非常災害対策の実施に当たって、地域住民との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第17条 職員等は、利用者及びその家族に関して業務上知り得たことについて、秘密保持を厳守しなければならない。

2 事業所は、その職員などであった者に対し、利用者及びその家族に関して業務上知り得たことについて、秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第18条 地域密着型通所介護サービスの提供に関する利用者からの苦情等について、迅速かつ

適切に対応するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 受付窓口の設置及び担当者の配置
- (2) 苦情等に関する必要な調査の実施
- (3) 改善措置の実施
- (4) 利用者又はその家族に対する説明の実施
- (5) 記録の整備
- (6) その他必要な措置

(損害賠償)

第19条 地域密着型通所介護サービスの提供に伴って、賠償すべき事故等が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

第20条 事業所は、職員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、従業者に関する記録のうち勤務の実績に関する記録並びに会計に関する記録のうち地域密着型介護サービス費に関する記録及び利用料その他の利用者からの支払いに関する記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第2号の記録はその完結の日から5年間、第3号から第6号までの記録はその完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第26条規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第56条の16第2項に規定する報告、要望、助言等の記録

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる

ものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：奈須野 佑輔）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置（高齢者虐待防止委員会の開催、指針の整備）

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（利益供与の禁止）

第22条 利用者が地域密着型通所介護サービスを利用するに際して、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者又はその従業者が、利用者に特定の事業所によるサービスを利用させることとした場合、事業所は、その代償として当該地域包括支援センター・居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

（その他運営についての留意事項）

第23条 管理者は、職員等の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時

（地域との連携等）

第24条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は

その自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うように努めなければならない。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は設置者が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

平成30年9月1日 一部改訂。

平成31年1月1日 一部改訂。

令和元年6月1日 一部改訂。

令和元年11月15日 一部改訂。

令和2年1月1日 一部改訂。

令和3年12月1日 一部改訂。

令和6年11月10日 一部改訂。